

次世代育成支援対策推進法行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

●行動期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

●内容

【目標1】

産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児中の社会保険料免除など制度の周知や情
報提供を行う。

<対策>

令和2年4月～ 担当者への制度の再確認及び相談体制の周知

【目標2】

地域の小中学校等と連携し、地域貢献活動として福祉の体験学習や事業所への訪問を
実施する。

<対策>

令和2年4月～ 事業の担当者を決定し関係機関、学校等との連携を行う。

令和2年4月1日

社会福祉法人村上岩船福祉会